

(平成21年6月10日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	8 件

新潟国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年10月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から62年1月まで

A市の短大を卒業して実家に帰り、家業の宝石店の手伝いを始めた。帰ってきて2年から3年ほど経ったころだったと思うが、国民年金保険料の集金をやっていた町内会長が家に来て、私の国民年金保険料が未納であることを知らされた。保険料をさかのぼって納めるかと言われたので、母に町役場で国民年金の加入手続を行ってもらい、私の学資保険をおろして町内会長に渡して納付を頼んだと思う。あとで領収書を受け取り、結婚後もしばらくは持っていたが処分してしまった。納めたのは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みである上、申立人の保険料と一緒に納付していたとするその母及び父も、国民年金加入期間の保険料がすべて納付済みであることから、申立人及びその父母の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、A市の短期大学を卒業し実家を手伝うため帰省した2年から3年ほど後にその母が国民年金の加入手続を行ったとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年11月26日に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張には信憑性が認められる。

さらに、申立人の母は、申立人に係る学資保険の満期金を保険料に充当したことと鮮明に記憶していると証言している上、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間のうち、昭和59年10月から62年1月までの期間の保険料については、過年度納付及び現年度納付が可能であることを考

慮すると、納付意識の高い申立人の母が申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの保険料は時効により納付することができない上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 10 月から 62 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 718

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月、昭和51年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年7月

② 昭和51年9月及び同年10月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、両申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間①については、母が私の国民年金加入手続及び保険料納付をしてくれていた。母から年金手帳を渡されたときに、保険料を全部納めてきたことや年金は大事であると言われた。

申立期間②については、母から年金は大事であると言われていたこともあり、会社を退職後、自分で市役所において加入手続を行った。その後、納付書が送られてきたので、納付書と年金手帳を持って市役所に保険料を納付しに行った。保険料額は1か月分が1,200円ぐらいであったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は、1か月及び2か月といずれも短期間である上、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年2月23日を資格取得日として、44年3月18日に払い出されているとともに、社会保険事務所の記録及び申立人の所持する領収証書から、同年2月1日に昭和43年度分の保険料が一括納付され、43年5月25日に42年2月から43年3月までの保険料が過年度納付されたことが確認できる。また、申立人が

所持する国民年金手帳の検認記録から、昭和 44 年度から 48 年度分までの保険料が定例納付されていることが確認できるなど、その母の納付意識は極めて高かったことが認められることから、その母が申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

- 3 申立期間②については、申立人の申立期間の再加入手続及び保険料納付についての記憶は鮮明であり、記憶する保険料額も当時の保険料額に概ね一致することから、申立内容には信憑性^{ひよう}が認められる。

また、申立期間は厚生年金保険と厚生年金保険との狭間の国民年金加入期間であるが、市役所及び社会保険事務所のいずれの記録においても、未加入期間ではなく未納期間とされていることから、申立人の申立てどおり申立人が会社を退職した直後の昭和 51 年 9 月に国民年金の再加入手續が行われたと考えるのが自然であり、納付意識の高かった申立人が申立期間②の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟厚生年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

A社は昭和30年12月に設立され、従業員、資機材及び権利等をC社より移譲した。私は、昭和36年6月1日付けでA社に移籍しB所に勤務したが、同年7月1日に同社D所の新規開設に伴い転勤となった。

B所勤務の1か月が未加入とされているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び同社労務課の健保、厚保被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間から継続して同社に勤務し（昭和36年7月1日同社B所から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D所における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと思われるが書類が無いため不明としているものの、社会保険事務所の記録により、申立事業所において申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間の記録の無い者が19人存在することが確認できる上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社

会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われていないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和36年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和11年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月1日から同年7月1日まで

A社は昭和30年12月に設立され、従業員、資機材及び権利等をC社より移譲した。私は、昭和36年6月1日付けでA社に移籍しB所に勤務したが、同年7月1日に同社D所の新規開設に伴い転勤となった。

B所勤務の1か月が未加入とされているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員台帳及び同社労務課の健保、厚保被保険者台帳の記録から、申立人が申立期間から継続して同社に勤務し（昭和36年7月1日同社B所から同社D所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社D所における昭和36年7月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付したと思われるが書類が無いため不明としているものの、社会保険事務所の記録により、申立事業所において申立人と同様に厚生年金保険の被保険者期間の記録の無い者が19人存在することが確認できる上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社

会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われていないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 6 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 418

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月21日から同年5月21日まで

私は、昭和62年5月20日までA社に勤務し、翌日の5月21日に関連会社のB社に異動したが、事業所の届出の誤りにより1か月の被保険者期間の欠落が生じたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和62年5月21日に同社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年4月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ昭和62年4月21日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 419

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月21日から同年5月21日まで

私は、昭和62年5月20日までA社に勤務し、翌日の5月21日に関連会社のB社に異動したが、事業所の届出の誤りにより1か月の被保険者期間の欠落が生じたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和62年5月21日に同社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年4月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ昭和62年4月21日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 420

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年4月21日から同年5月21日まで

私は、昭和62年5月20日までA社に勤務し、翌日の5月21日に関連会社のB社に異動したが、事業所の届出の誤りにより1か月の被保険者期間の欠落が生じたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和62年5月21日に同社からB社に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年4月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の厚生年金保険料額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ昭和62年4月21日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟国民年金 事案 719

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から44年6月までの期間、45年9月から50年7月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年12月から44年6月まで
② 昭和45年9月から50年7月まで
③ 昭和50年8月から同年12月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和43年12月から44年6月までの期間、45年9月から50年7月までの期間及び同年8月から同年12月までの期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、はっきり覚えていないが私が行ったと思う。

また、保険料については、昭和48年ごろまでは母が自宅に集金に来ていたA町役場（現在は、B市役所）職員へ毎月納付し、それ以後は母が父の通帳から、さらに父の他界後は私の通帳から口座振替で納付してきた。

老後の生活に役立てようと思い保険料を納めてきたのに、未納期間や未加入期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人はその母が保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧である上、保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行ったとするその母は高齢のため、「昔のこととは忘れた。」と証言しているなど、国民年金の加入状況や当時の納付状況の詳細が不明である。

また、申立期間②については、申立人は国民年金の資格喪失手続を行った記憶が無いとしているが、市役所が保管する国民年金被保険者名簿には、「45.9.7 厚年」と記載されており、厚生年金保険に加入のための申出を行ったことが推認できる上、申立人が所持する年金手帳には昭和45年9月7日に国民年金の資格を喪失した旨の記載が確認できるとともに、資格喪失年月日は社会

保険事務所の特殊台帳及び市役所が保管する国民年金被保険者名簿の記録と一致していることから、この時点において、資格喪失の手続が行われたものと考えられる。したがって、申立期間②は未加入期間であるため、申立人に対し納付書が発行されず、保険料の納付ができなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人から提出されたその父名義の預金通帳からは、昭和48年4月から50年12月までの一人分の国民年金保険料が口座振込されていることが確認できるものの、この期間は、申立人の母も国民年金加入期間であり、市役所及び社会保険事務所の記録により、その母の保険料が納付済みとなっていることを考慮すると、申立人の父の預金口座から申立人の保険料を口座振込したとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、いずれの申立期間についても、行政側に記録管理上の問題も見当たらない上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 720

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から50年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和44年6月から50年3月までの保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取ったが納得できない。昭和52年4月ごろ、病気になったこともあり、老後を考えて市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、窓口の職員から過去の分をまとめて納めるように言われて、会社を退職した時までさかのぼって納めた。申立期間の納付記録を未納から納付に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月ごろ市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、窓口で資格取得の時点までさかのぼって一括して保険料を納付したとしているが、この時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない上、市役所窓口では、現年度保険料以外の保険料収納事務は行っていなかったことが確認できるなど、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点（昭和52年4月26日）では、申立期間の保険料は特例納付によらなければ納付できないが、申立人に第3回特例納付（実施期間：昭和53年7月から55年6月まで）により保険料を納付した記憶は無く、A市役所及び社会保険事務所の記録からも、申立人が特例納付を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から45年3月まで

私は、高校卒業後に就職し、3年間厚生年金保険に加入した後、すぐに実家で両親、兄夫婦とともに家業に従事した。

申立期間当時、自治会長をしていて納付組合の納付金を取りまとめていた父が家族の国民年金保険料を納付していた。兄、義姉とも1か月の未納も無いのに私だけが4年間も未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に婚姻するまで、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年12月以降に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の過半は時効により保険料の納付ができない上、申立人が保険料を納付したとするその父は同年4月に他界していることが確認できることから、申立人の主張する方法によっては、保険料の納付ができなかったものと推認される。

さらに、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人の義姉が、申立人の父が他界した後に申立人の未納期間分の保険料をまとめて納付したと証言しているが、A市役所の記録により、昭和45年4月から同年12月までの保険料が同年12月26日に納付されていることが確認できることから、義姉の記憶は、同市役所の記録どおりの時期になされ

た保険料納付についてのものであると考えるのが自然である。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から56年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年5月から56年1月まで
国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和53年5月から56年1月までの納付記録を確認できなかったとの回答を受け取ったが納得できない。私は、昭和53年秋ごろ区役所から保険料納付通知が来たので、区役所で保険料の免除申請を行った。昭和53年4月から55年3月までの間は、A学校に在学し、その後55年4月から56年2月までは無職であったので、保険料は免除されているはずだから再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年秋ごろ居住していた区役所から国民年金の保険料納付通知が届いたので、区役所で保険料の免除申請を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳、区役所及び社会保険庁の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は62年1月10日を資格取得日として同年1月ごろに払い出されたことが確認できることから、この時点では、申立人は申立期間中の保険料免除申請手続はできなかったものと考えられる。

また、申立人は別の年金手帳を所持した記憶が無く、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時は、保険料の免除申請は年度ごとに申請手続を行わなければならぬ取扱いとなっていたり、申立期間当時には少なくとも3回の申請手続が必要とされていたにもかかわらず、申立人はそのような記憶は無いとしている上、保険料免除の申請者に対して行われる書面による可否決定通知を受けた記憶も無く、ほかに免除申請手続を行った形跡がうかがえる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 57 年 4 月から同年 11 月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和 57 年 4 月から同年 11 月までの加入や納付記録の確認ができなかったとの回答を受け取ったが納得できない。昭和 57 年 3 月末日に退職し、4 月に自ら国民年金への加入手続を行い、加入当初から保険料を納付してきた。ねんきん特別便が来て、昭和 57 年 4 月から 61 年 4 月までの第 3 号被保険者適用になるまでの期間の保険料が未納になっており、驚いて照会をしたところ、57 年 12 月から 61 年 3 月までは加入と納付が確認できたと回答があったが、申立期間については未加入で未納とされていた。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に婚姻と同時に市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、本人が所持する年金手帳、被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が同年 12 月に任意加入により国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は任意未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料納付金額や納付方法の記憶が曖昧な上、申立期間の保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。あいまい

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 724

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年7月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の加入及び納付事実が確認できないとの回答であった。私は、昭和36年にA町からB市へ転居し、C地区に借家していた。このころ、町内の方から国民年金に加入を勧められたので、国民年金に加入し、保険料は毎月集金に来た町内の役員に納めた。当時の国民年金保険料額は、最初は150円で、その後、300円、450円、550円、700円と上がっていったように思う。間違いなく納めてきたはずなのに未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

D町役場(当時)及び社会保険事務所の記録により、申立人に対し昭和45年5月29日を任意加入の資格取得日として45年6月10日に国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間は任意加入の未加入期間であるため、制度上、保険料を納付できなかったものと推認できる。

また、申立人はB市で国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続に関する記憶が曖昧であり、B市役所に対する照会結果においても、同市において申立人が加入手続を行った形跡が見当たらない上、申立人が納付したとする保険料額は当時の保険料額とは一致しない。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 725

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年12月から44年3月まで

私が20歳になった昭和40年1月ごろ、父が私に「お前も国民年金に入れると变成了から入って来た。月に150円で、年に1,800円ぐらいなら納められるよ。」と言ったので、父が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。結婚するとき、父から「これを持っていけ。」と言われて国民年金手帳を渡され、初めて国民年金手帳を見た。

その後は養母が保険料を納付していたが、平成20年夏にねんきん特別便が送られてきて、初めて申立期間が未納になっていることを知った。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人が加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその父は既に他界しているため、申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月1日を資格取得日として、同年4月11日に従弟及び当時同居していた兄と連番で払い出されており、この時点では、申立期間の前半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、従弟及び同居の兄も、申立期間は国民年金の未加入期間である上、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらぬ。

加えて、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、その父が申立期間の保険料を納付したこと示す関連資料（家計簿、確定申告書

控等) は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 421

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 4 日から 46 年 6 月 1 日まで

私は A 社に昭和 38 年 9 月に入社し、46 年 6 月 25 日まで勤務していた。

このため、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業主に申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び勤務実態を確認したものの、関連資料及び証言を得ることができなかつた。

また、同僚の一人は、「入社の 3 年後ぐらいに厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と証言している上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る被保険者名簿から、当該同僚を含む 6 人の同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和 46 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立期間に係る上記の名簿には、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間内である昭和 45 年 12 月 10 日に国民年金の加入手続を行い(被保険者資格は 39 年 9 月 4 日にさかのぼって取得)、46 年 4 月から保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 422

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 61 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A 社を昭和 61 年 9 月 20 日付けで退職しているが、9 月が被保険者期間となっていないことに納得がいかない。退職するときに 2 か月の保険料を払っているはずである。また、退職金からも厚生年金保険料が控除されているはずであるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社を退職時に 2 か月分の厚生年金保険料を控除され、退職金からも厚生年金保険料が控除された。」と主張している。

しかしながら、事業主は、退職金から厚生年金保険料を控除する旨の規定は無く、退職金から厚生年金保険料を控除していないとしており、上記退職金計算書からも保険料控除の形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所における退職日は昭和 61 年 9 月 20 日であったとしており、このことは、雇用保険の被保険者記録及び事業所提出の退職金計算書からも確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに参入する」とされており、また同法第 14 条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 61 年 9 月 21 日であり、申立人の主張する同年 9 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 423

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和27年7月から28年1月15日まで
② 昭和28年4月8日から同年11月21日まで
③ 昭和29年1月5日から同年3月30日まで

昭和27年7月にA社B営業所に正社員として入社し、夏期及び冬期の季節に応じた専門職として、29年3月30日まで継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料がいくら控除されていたかは記憶に無いが、会社は、私が在籍していた期間はずっと厚生年金保険に加入させていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間にA社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録及び同僚の証言から、A社B営業所では、申立人を含め複数の従業員が厚生年金保険に通年加入していなかったことが確認できることから、同社では、季節に応じて厚生年金保険への加入の取扱いを変更していたことがうかがえる。

また、申立期間における厚生年金保険料の控除等について、事業主は関係資料が残存していないため不明と回答しており、確認することができない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において健康保険の番号に欠落は無く、申立人の記録が失われたものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 424

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 から 41 年 4 月 26 日 まで

昭和 40 年 3 月に高等学校を卒業後、4 月から A 所（現在は、B 社 C 所）において長期非常勤として本務者と同じ勤務時間で勤務した。その後、採用試験に合格し、41 年 7 月に本採用になった。

昭和 40 年 4 月 27 日交付の雇用保険被保険者証を所持しており、勤務していたことは、はっきりしているので、欠落している期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社 D 支店が保管する人事記録、勤続関係証明書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人が申立期間において B 所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間後に臨時補充員となってから厚生年金保険に加入しており、申立人が名前を挙げた 2 人を含む当時の同僚 6 人も、臨時補充員となってから加入していると証言していることから、当時、A 所においては、臨時補充員となるまでの間は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間に勤務していた C 所は、資料が無いため厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができないと回答している上、B 社 E 支局でも、非常勤職員に係る書類保存年限が 5 年であり、その保存年限を経過しているため資料が無く、申立期間に係る厚生年金保険の届出等については不明としている。

さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 425

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 10 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月から 29 年 4 月まで

A社に入社して 2、3 日経って、事務員から健康保険とその他の保険に入つてもらいたいと言われたことを覚えている。当時、一緒に勤務していた同僚の証言もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元上司と同僚一人の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の経理担当者は、A社では 3 か月間の試用期間があり、入社してすぐに厚生年金保険の加入手続を行うことはなかったこと、及び試用期間終了後に継続勤務が可能な者だけを厚生年金保険に加入させていたと証言していることから、当時、同社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、社会保険庁の当該事業所に係る記録では、申立期間において健康保険証整理番号に欠落は無く、申立人の記録が失われたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 426

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 37 年 4 月まで
② 昭和 41 年 12 月から 42 年 2 月まで

申立期間①について、私は、A社で仕事をしていて体を悪くしたので、B社に転職した。記録を確認したところ、この全期間が厚生年金保険に加入していない。後で勤務したC社（B社が法人化した後の名称）は同じ会社であり、こちらはきちんと厚生年金保険に加入しているだけに、この欠落には納得がいかないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、D社では電気の販売・修理等を行っていた。期間は短いが、正社員として勤務しており、厚生年金保険に加入していないことに納得がいかないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないが申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主は、保存している社会保険関係書類には申立期間に係る申立人の名前は見当たらない上、保険料も控除していないとしている。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、関連資料及び証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が同日に入社したと主張する同僚についても、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者名簿にその氏名は無い。

2 申立期間②について、D社は既に廃業しており、元事業主は当時の資料が無いため勤務実態は不明と回答している上、申立人は、同時期に勤務していた同僚はいなかったとしており、事実、社会保険事務所の記録において申立期間に同社で被保険者である同僚は確認できない。

また、元事業主は、「見習期間の者は社会保険に加入させなかつた。」としており、事実、社会保険事務所の記録から、当該事業所に申立人と同様の職種で勤務した3人全員が入社後数か月経過してから厚生年金保険に加入している上、いずれもそのことについて了承していると証言している。これらのことと踏まると、申立人は入社後2か月で退職したとしていることから、事業主は申立人について厚生年金保険の資格取得の手続を行わなかつた可能性が高い。

3 申立期間のいずれについても社会保険事務所が保管する各事業所に係る被保険者名簿には申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号に欠落も無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

また、申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 427

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正 15 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 30 年 7 月若しくは 8 月又は秋ごろから 33 年 8 月 1 日まで

昭和 30 年の 7 月若しくは 8 月又は秋ごろから 33 年 7 月 31 日まで A 事業所 B 分店に勤務していた。給与明細書等は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主、同僚の証言及び雇用保険の被保険者記録から、申立人は申立期間において A 事業所 B 分店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、A 事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人、元事業主及び同事業所から C 事業所へ移った同僚のほぼ全員は、C 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得しており、それ以前に被保険者としての記録は確認できない。

また、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について、同僚の一人は保険料の控除は無いと証言しており、申立期間における保険料控除をうかがわせる事情は認められない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟厚生年金 事案 428

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 45 年 8 月 12 日から 46 年まで(月日は不明)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 社に勤務していた申立期間①及び B 社に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受け取った。

A 社には、国鉄の C 線が開通したばかりで汽車に乗り D 駅まで行き、同駅からはバスで通勤していた。当時、D 市 E 町の F 学校の体育館を建設したこと覚えている。B 社には、2、3 年勤務していたと記憶している。

いずれの期間とも給料明細書等の証拠は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の取引先の知人の証言及び申立人が記憶している F 学校体育館の鉄骨組立は、A 社が施工したことを事業主が認めていることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、当時の事業主は他界しており、証言を得ることができないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入及び保険料控除について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録において、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚も当該事業所における被保険者記録が確認できない。

さらに、社会保険庁の当該事業所に係る記録において、申立期間に係る健康保険被保険者証の番号に欠落は無く、申立人の記録が失われたことは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、B社において、申立人が挙げた同僚が退職した2、3か月後に退職したと主張しているところ、当該同僚の同社における資格喪失日は社会保険庁の記録から昭和45年5月31日であることが確認できることから、申立人が同年8月ごろに同社を退職していることがうかがえる。

また、B社は既に解散し、申立期間当時の事業主、工場の責任者及び申立人が勤務していた部門の上司は他界している上、同僚3人も申立人を記憶しておらず、申立期間における雇用保険の被保険者記録も無いことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

3 申立人は、申立期間①及び②を含む厚生年金保険に加入していない期間について、昭和45年8月を除いて、自身は加入手続及び納付に関与していないとしているものの、国民年金に加入し保険料を完納していることが確認できる。

また、すべての申立期間について、申立人は各事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料もない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。